

平成21年 5 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成21年 5 月22日（金）午前 9 時30分

2 出席委員

三浦溥太郎 委員長
齋藤 道子 委員
出光 ケイ 委員
森武 洋 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	藤田 清隆
管理部総務課長	大川 佳久
管理部学校再編担当課長	内田 康之
管理部教職員課長	高橋 淳一
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島 幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤 学
教育研究所長	阿部 優子
生涯学習部教育情報担当課長	野間 俊行
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	横山 治久
美術館運営課長	奥田 幸治

4 傍聴人 なし

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に出光委員を指名した。

議案第19号は今後市長が議会に提案する案件のため、議案第20号及び議案第21号は人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

はじめに、うれしいニュースですが、横須賀美術館の館長でいらっしゃる島田章三氏が、旭日重光賞を受賞されました。5月8日に皇居において、内閣官房長官から伝達をされ、天皇陛下に拝謁をされました。

続きまして、景観重要樹木についてご報告させていただきます。横須賀市では、地域のシンボルツリーとなっている、地域の小中学校の4校の樹木7本を景観重要樹木に指定いたしました。景観重要樹木とは、地域の景観づくりの中心となっている景観上重要な樹木を指定し、その維持・保全を義務付けて、未来へ継承していくための、景観法に基づく制度です。教育委員会関係では、逸見小学校のクスノキ4本、北下浦小学校のケヤキ1本、武山中学校のクスノキ1本、長井中学校のフェニックス1本が指定され、5月18日に北下浦小学校及び逸見小学校で指定通知書授与と指定プレート設置が行われました。

続きまして、新型インフルエンザに関する対応についてご報告させていただきます。新型インフルエンザに関しまして、横須賀市では市長を本部長とする危機事案対策本部を設置し、対応してきております。この会議には私をはじめ教育委員会も出席しております。また教育委員会内部におきましても打ち合わせを重ね、国内の感染者・発生状況に即した対応策を協議しております。教育委員会の基本的な姿勢は、児童生徒あるいは施設の利用者への感染防止を第一に考えてまいりました。そうしたなかで、昨日京都市において10歳の男子児童が感染者として報告されましたので、引き続きまして、これまでの新型インフルエンザの横須賀市の取り組み内容と現時点までの対応につきまして、この場をお借りして引き続き報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(総務課長)

それではお手元に「新型インフルエンザに関する横須賀市教育委員会の対応」という資料をご用意させていただきましたので、これに沿ってこれまでの経

過・取組みについてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。4月27日から新型インフルエンザへの対応が始まりました。まず学校閉鎖するという決定が夜間・休日に出された場合に備えまして、緊急連絡体制について協議をいたしました。その結果、夜間・休日の場合には、教育委員会から校長会長へ連絡をし、校長会の電話連絡網で伝達することとし、その件を校長会に依頼いたしました。

その後、4月28日から5月1日にかけて、学校長あてに各種の通知を出しました。その内容としては、主に保護者への連絡体制の整備、手洗い・うがいの励行の指導などを出しております。また夜間・休日における教育委員会内の連絡体制と市役所参集職員についての確認もいたしております。

5月7日には、緊急に学校長会議を開催いたしまして、全学校長に再度保護者への連絡体制の確認・整備を依頼いたしました。

2ページをお開きください。5月16日でございますが、神戸市での国内初の感染者を受けまして、対策会議を開催し、翌17日から始まる中学校の修学旅行の対応について協議いたしました。各学校の旅行先に神戸市がないことを確認し、当面予定どおり修学旅行を行うこととしながらも、状況の変化に応じて、中止、見学場所の変更など迅速な対応が図れるように準備をすることとしました。なお、中学校の修学旅行先は、15校が京都・奈良方面、9校は長野・新潟・東北方面などとなっております。

5月18日には、兵庫・大阪での感染拡大を受け、再度修学旅行の対応について協議いたしました。その結果、旅行先現地において休校措置がとられた場合には、修学旅行は中止または延期とする。2点目として、旅行中に現地の学校が休校となった場合は、外出を中止し宿舎に待機、または状況に応じて早期の帰校措置などをとる。3点目として、県内で市立学校が休校となった場合は、本市の修学旅行も中止する。この3点を基本方針とすることといたしました。また修学旅行中における新型インフルエンザ対策の実施について、各学校あてに文書で依頼をいたしました。

3ページをご覧ください。5月19日から5月21日につきましては、主に修学旅行に関する各種文書を学校あてに送付しております。5月20日の深夜、神奈川県内において感染者が確認されましたが、神奈川県からの要請はなく、学校及び図書館等所管施設ともに通常の運営がなされております。

資料の記載はここまでですが、昨日21日の夜、京都市内で新型インフルエンザの感染が確認されまして、現地の学校が休校措置となることを受け、本日22日以降の京都・奈良方面の市立中学校の修学旅行出発を取りやめ、中止または延期することに決定いたしました。出発の取りやめ期間は本日から27日までの期間として、それ以降の期間については、今後の状況により決定してまいりた

いと考えております。出発を取りやめる学校は、京都・奈良方面に旅行する市立中学校6校となります。なお、現在修学旅行に出発しております鷹取中学校、21日から23日の日程でございますが、これにつきましては、コース変更等について本日朝、学校教育課の指導主事を派遣しまして、学校とともに現地で調整をしてまいりたいと思います。以上本日までの対応について概要を説明させていただきました。残念ながら、修学旅行の出発を取りやめるという事態になってしまいましたが、今後も全く予断を許しませんので、引き続き児童生徒あるいは施設利用者の感染防止を第一に考えて、迅速・適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

(質問なし)

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『教育委員会所管施設の指定管理者募集について』

(生涯学習課長)

『教育委員会所管施設の指定管理者募集について』ご報告いたします。教育委員会所管施設の指定管理者募集については、生涯学習課・スポーツ課ともに同様な内容となっておりますので、私から一括してご報告させていただきます。

生涯学習センター及び体育会館等については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってまいりました。平成22年3月で第1期の4年間の終了するため、平成22年度からの指定管理者募集に向け、さる1月の教育委員会定例会において、生涯学習センターについては指定管理者を公募すること、また、体育会館等については利用料金制の採用について、条例改正のご議決をいただいております。

この4月から、指定管理者募集についての作業が動き出しましたので、今後のスケジュールも含め、ご報告をいたします。次期指定期間は、平成22年度～平成26年度までの4年間となります。また、指定管理者を公正かつ適正に選考していただく選考委員は、社会教育・生涯学習に精通し、施設の役割や内容に詳しく、なおかつ豊かな経営感覚をあわせ持った方々をお願いしております。

第1回の選考委員会は、募集要項・仕様書等についてご審議いただくために、生涯学習センターについては4月30日、体育会館等につきましては、4月28日に、それぞれ開催いたしました。今後のスケジュールですが、5月下旬から募集要項等の配布を約1ヶ月間行います。6月中旬には募集要項、仕様書また

施設説明をかねた公募説明会を開催しまして、その後1ヶ月間申請書類の受付を行います。9月中旬には、申請を出された団体からプレゼンテーションを受けます。プレゼンテーションは公開して実施し、同日2回目の選考委員会も開催いたします。

第3回の選考委員会は、9月下旬から10月中旬に開催し、この会議で指定管理者の内定をしていきます。

11月の教育委員会定例会では、指定管理者指定の議案を上程いたしますので、ご審議をいただき、ご議決いただければ、12月に開催されます市議会定例会に議案として上程します。さらに市議会でご議決いただいた段階で、指定管理者が決定という運びになります。

その後の事務的な手続きにつきましては、記載のとおりとなっております。以上で指定管理者募集についての報告とさせていただきます。

(出光委員)

参考までに、体育会館についてですが、備考欄に「第2期から利用料金制を導入する。」とありますけれども、これに関して、こういうスキルやノウハウが要求とされるなど、指定管理者に対して、目立つ傾向はありますでしょうか。

(スポーツ課長)

体育会館の利用料金制につきましては、全てを利用料金制にするというのは非常に難しい状況がございます。利用料金制の併用として、捉えていただけるとありがたいです。利用料金制を利用することにより、指定管理者は集客を増やそうと努力をいたします。従いまして、自主的な事業を開催するなど新たな工夫をすることが求められますので、そういった自主事業の開催なども含めて選考の対象としてまいりたいと考えております。

(齋藤委員)

選考委員会についてお伺いしたいのですが、選考委員会の委員というのは何名くらいで、市の関係の方と外部の方との比率はどのくらいでしょうか。

(生涯学習課長)

生涯学習センターの場合は、外部委員が2名、内部委員が3名です。体育会館は、外部委員が2名、内部委員が、スポーツ課の部分と土木みどり部の部分とあるため、4名となっております。

(他に質問なし)

『平成 21 年度横須賀市中学校総合体育大会について』

(スポーツ課長)

『平成 21 年度横須賀市中学校総合体育大会について』ご報告させていただきます。この大会は、市内のすべての公立中学校 24 校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加をして、14 種目で競い合う、年に一度の総合体育大会でございます。

4 月 18 日に横須賀アリーナで行いました総合開会式をスタートに、「駆け抜ぬける 開国の地の 風となれ」このスローガンのもと、種目ごとに多くの保護者や関係の方々の応援をいただきながら熱戦を繰り広げてまいりました。

1 日だけ雨天による屋外の競技の延期がございましたが、それ以外は大きな事故や混乱もなく、5 月 9 日の陸上競技の部まで、ほぼ順調に大会が終了しましたことをここにご報告いたします。

なお、本年度の各競技へのエントリー者数は駅伝競技を除く総数で 4,700 名となっております。また、競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。以上でございます。

(質問なし)

『図書館利用者・非利用者に対するアンケート集計結果について』

(中央図書館長)

それでは、こちらの「図書館利用者・非利用者に対するアンケート集計結果」の説明を申し上げます前に、平成 19 年度末から実施しております、職員によりますワーキンググループの検討について少しご説明をいたします。現在図書館では、図書館の問題について整理をし、平成 20 年の 2 月から図書館職員によるワーキンググループを立ち上げ、図書館における課題について検討を行っております。ワーキンググループは 4 つになります。

ワーキンググループ 1 では、図書館の指定管理者制度を含めた運営手法について検討しております。平成 20 年度は他自治体の先進事例の調査、運営手法ごとのメリット・デメリットなどを検討し、本市に最適な運営手法について検討を行いました。

ワーキンググループ 2 では、選書会議の在り方を検討しました。平成 20 年度は市民要望の反映方法、他自治体の事例調査、選書の方法などを検討し、選書における方法などを検討し、選書における市民参加手法や選書会議の在り方を検討してきました。

ワーキンググループ3では、図書館の将来像を検討しました。平成20年度は目標値の設定、新中央図書館「基本構想」「基本計画」の中で現在でもできるサービスの検討、アンケートによる満足度調査など行いました。

ワーキンググループ4では、現状の図書館サービスの改善について検討いたしました。図書館サービスPRの方法、サテライトの増設、館内リラックスサービスの在り方などについて検討いたしました。このワーキンググループが中心になりまして、中央図書館で平成20年の学校の夏休み期間を中心に7月19日から9月30日までパンの試行販売を行いました。

こちらのアンケートは、ワーキンググループ3が中心になって調査、作成したものでございます。さきほど申し上げましたように、ワーキンググループ3は図書館の将来像について検討を行っております。図書館サービスを検討・実施するにあたって、現状の図書館のサービスに対して利用者の方はどうに感じているのか、また利用されていない市民の方がどのような理由で図書館を利用されないのか、アンケート調査を行いました。

それでは、お手元の資料をご覧ください。まず調査の概要ですが、図書館利用者に対する調査概要は5ページに、非利用者に対する調査概要は27ページに記載しております。

アンケートの実施方法ですが、図書館利用者に対するアンケートは中央・児童・北・南図書館の利用者に対して、一定時間、入口で来館者にアンケート用紙を手渡し、また館内にアンケート用紙を常置し、回収箱を設ける形で行いました。また、図書館非利用者に対するアンケートは、南健康福祉センターほか11ヶ所の施設内で職員がその施設の利用者に直接聞き取る形で調査を実施いたしました。図書館利用者については1,533人、非利用者については529人から回答を得ることができました。

まず、はじめに、図書館利用者アンケート集計結果についてご説明いたします。6ページになります。利用者は男女別では男性利用者がやや多い傾向を示しております。年齢別では30代から60代で70%近くを占めており10代、20代の若者世代はそれぞれ8%台に止まっており、若い世代の活字離れが、これだけでは断定できませんが、心配されます。

7ページ、住所といたしましては、横須賀市在住者が90%近くを占めております。7ページQ1になります。本市の図書館・図書室の利用については、月数回の利用が最も多く、70%を超え、また、毎日利用される方も11.4%と比較的多くなっております。8ページQ2です。利用目的は、図書の貸出が最も多く、次いで館内での資料の閲覧になっております。資料の種類は、図書が1番多く50%以上を占め、雑誌、新聞の順となっており、9ページの、その利用目的は趣味娯楽が1番で半数近くに上り、次が生活情報を得るためとなっております。

9 ページ Q 3 になります。一日の滞在時間は、2 時間未満の滞在者が 72.6% と大半を占めております。10 ページ Q 4 になります。書籍等の貸出期間 15 日間については 70% 以上の方が妥当と回答していますが、もっと長い期間を希望している利用者も 20% 弱を占めています。Q 5 になりますが、予約本の受け取り期間 15 日間については、50% 以上の方が妥当と回答していますが、「予約しない人」と「もっと短く」をあわせると 40% 弱となり、本は待たずに、すぐに読みたいと思っている利用者もかなりいらっしゃる事がうかがえます。11 ページ Q 6 になります。資料の取り揃えについては、特に不満を持っていない利用者が 70% を超えてはいますが、不満を感じている利用者も 20% を超えており課題であると考えております。Q 7 になりますが、利用者が購入希望している書籍は「学術本・高価本」と「だれにでも読まれる本」をバランスよく購入希望する利用者がほぼ半数であります。12 ページ Q 8、図書館のホームページの利用については、20 代から 40 代までは、利用する人の方が利用しない人を上回っていますが、それ以外の年代では利用しない人が利用する人を上回ってしまっています。13 ページ利用する目的について、書籍等の検索と予約・状況確認での利用が 60% を超えていますが、ホームページが利用しづらいと回答している人も 10% 弱おられます。改善に努めたいと考えています。14 ページ Q 9、Q 10 になります。開館日及び時間については、月曜日開館を実施した場合、利用する人は 75.1% となっており、9 時開館を希望する人が 37.2%、15 ページになりますが 19 時以降の閉館を希望する人が 42.1% というデータが示されました。財政状況の厳しい中での対応は今後の大きな課題と考えております。15 ページ Q 11、17 ページ Q 12 職員の対応及び施設・設備の満足度については、いずれも「満足」「やや満足」「普通」の合計は 60% を超えておりますが、次のアンケート実施時にはこの数値を上回るよう努力を続けてまいります。

18 ページ自由意見でございます。自由に意見を記載していただいた中で多いものを挙げますと、(1) 施設・設備に関する要求について (187 人) (2) 資料について (128 人) (3) 職員について (49 人) (4) 制度について (44 人) でございます。詳細はのちほどご覧いただけたらと思います。

次に、図書館非利用者アンケート集計結果をご説明いたします。28 ページになります。図書館等を利用しない主な理由は、次のとおりです。

3 の、本は買って読む (113 人) 2 の、本はあまり読まない (108 人) 1 の、特に理由はない (100 人) 5 の、図書館の場所が不便。行動範囲からはずれている (95 人) 6 の、利用したい本がない (40 人) 7 の、その他の理由 (118 人) でその他の理由では、30 ページにあるように、介護・仕事・子育てで暇がないが (60 人) で圧倒的に多い数字でした。

29 ページ 5 の 図書館の場所が不便等の人にどこにあれば利用したいかを聞

いた結果は（複数回答）具体的に書いていただいたものを3つ挙げると、（1）利用する駅の近く（23人）（2）駐車場の多いところ（17人）（3）楽に行けるところ、坂のないところ（10人）このような結果となっております。

なお、32ページ以降にアンケートに使用した様式を添付しております。参考にご覧いただけたらと思います。今回の調査から得られましたデータをもとに、利用者の方が何を求めているのか、図書館を利用されない方の理由の中で、図書館で今すぐ解決できるものはないのか検討を重ね、さらなるサービスの向上を目指していきたいと思っております。以上で報告を終わらせていただきます。

（出光委員）

職員の方についてのご意見のなかで、例えば22ページ「職員の態度について」のところで、これは少数意見なのですが、「職員引継時の私語が多い」とか、あるいは「予約本取置連絡の電話は利用者の読書の邪魔にならないようにしてほしい」ということがあり、正直このようなことは大いに気をつけていただきたいということと、あるいは23ページの「映画の最中にパン販売のアナウンスが入る」というところで、音ということに関しては、特に図書館にいらっしゃる方というのは、世の中が騒々しくなっているなかで、静を求めていらっしゃるのではないのでしょうか。それは利用者お互いのマナーとして必要なことですが、やはりそれを司っている側の方がまずそのことを意識しないといけない、正直言って恥ずかしいと思っております。少数意見ではあると思っておりますが、このアンケートを受けて、今後どのようにやっていくのか、例えば自己評価表を作ってやっていくなど、そのあたりの話をお聞かせいただければと思っております。

（中央図書館長）

今、伺いました点で、すぐに対処できるものは改善いたします。また、図書館のパンの販売については試行ということでやっており、たまたま日曜日に映画会をやっているときに、パン屋さんから、オープンにして販売したいので、放送をかけてもらえませんかというアイデアで放送をかけました。それが映画を見る方にとっては騒がしかったということで、それについては改善いたします。

それから将来的なものですけれども、図書館法が改正になり、評価や目標値を定めて、それを分析していくということが、図書館の将来のあり方ということで検討されてきています。それについては、先ほど申し上げましたワーキンググループのなかでも課題として捉えております。

（出光委員）

音が遮断される電話ボックスのようなスペースがほしいというような意見も、私も常々大勢の方がいらっしゃる場所に行くと感じることなので、そのあたりも含めて音ということに関して、図書館では集中して読みたいということが非常に大事だと思いますので、今後意見を踏まえて、調べていただきたいと思います。特に、職員の方の意識ひとつで切り替えられるものは、すぐに考えていただきたいと思います。アナウンスに関してもたまたまという回答でしたけれども、少し厳しいようですが、映画を上映していることは分かるわけですから、利用者から、気が利かないようにとられてしまいますので、少し意識していただいて、そのあたりの整合性を考えていただきたいと思います。職員の方は、大変であると思いますが、頑張ってくださいと思います。

(森武委員)

何点かお伺いいたします。

まずこのアンケートは、利用者 1,500 人と非利用者 500 人ということで、サンプル数が多くて良いと思うのですが、利用者アンケートで、実施期間が金曜日から日曜日の 3 日間ということになっていますが、月曜日休館ですと、例えば火曜日から日曜日までの 6 日間で利用者の割合がどのようになっているか、概略でいいのですが教えていただけますでしょうか。

(中央図書館長)

やはり木曜日と金曜日は、開館時間が長く、通常ですと 17 時 20 分までですが、19 時 20 分までやっています。やはりその時間帯はお客様が多いです。木曜・金曜が多くて、土曜日・日曜日も比較的多い、それから火曜日、水曜日に関しては、それよりも少ない状況です。

(森武委員)

金曜日から日曜日まででアンケートをとった場合と、火曜日から日曜日まででアンケートをとった場合で、利用者の層が変わってくると思うので、利用者が求めているものも変わってくる可能性があると思います。そうすると数として 1,500 人というのはすごくよいと思うのですが、総数は増やさなくても一週間とるなどすれば、また変わってくるのではないかと思います。このアンケート結果をもとに、今後の改善等をされると思うので、このデータが違ってしまおうと方向が変わってくるかもしれないので、ある程度均一なサンプルがとれるような方策をとったほうがよいのではと思います。

それからもう 1 点、非利用者も 500 人ということで、数がすごく多いと思うのですが、これも実施場所及び実施日という 27 ページのところを見ます

と、福祉センター・行政センターという、似たような場所で調査をされているように見えるのですが、この場合ですと昼間の時間にその場所で調査をされたのではないかと思います。そうしますと、28 ページの利用しない理由のところですが、開館日時等が自分の都合と合わないというところが非常に少なくなっています。例えば、昼間の時間に福祉センターや行政センターに行ける方というのは、図書館にも行ける方なので、開館日時が自分に合わないという方は少ないと思うのです。難しいとは思いますが、利用しない人に均一にデータをとったとしたら、おそらく、行きたいけれども時間が合わないからという方はもっと増えると思います。そうすると結果が全然変わってくると思いますので、せっかくなのでアンケートをとられていると思うので、次回行う際にはそのあたりにも、出来ること・出来ないことあるとは思いますが、工夫してやっていただけると、よりよい解析が出来ると思います。

(齋藤委員)

開館時間の話なのですが、閉館時間をもっと遅くしてほしいという話は、私の勤務先の大学でも同様の話があるのですが、森武委員がおっしゃったように、勤めている方はこの時間にはとても利用しにくいだろうというのはあるので、出来れば閉館時間をもう少し遅くという方法でお考えいただければ、もう少し利用が増えるのかなということと、開館が今 9 時半ですが、公の施設というのは大体 9 時に始まるのではと思っているのですが、なぜ 9 時には始められないのでしょうか。

(中央図書館長)

職員は、勤務時間が 17 時 45 分まで、その勤務時間の関係もありまして、例えば、開館時間を早くするとその分準備を早く行わなくてははいけませんので、30 分早く職員も出勤しなくてははいけなくなります。そのため今は、9 時開館となれば、8 時 30 分に出勤ということになります。今のところは 9 時 30 分開館となっておりますが、ご指摘の部分は十分承知しております。9 時に開館し、午後 7 時過ぎまで開館していることは理想でございますので、それに近づけるようには努めてまいりたいと思います。

(齋藤委員)

確かに、閉館を動かすことひとつをとっても職員の方の勤務時間の問題ということで、実は私の勤務先の大学でもそれを延ばすためにどうするかということで、大変いろいろ問題があって、今はアルバイトの方などをお願いをしているということなので、勤務時間との関係というのはよくわかります。ちなみに、

他の自治体、近隣、逗子市立や葉山町立なども、9時半開館なのでしょうか。

(中央図書館長)

逗子は9時に開館をしていると思います。ただし、開館日数や開館時間は、横須賀市の場合は、県の平均値になっております。

(齋藤委員)

支障がいろいろあるのはわかりますが、出来るだけ市民の方のニーズに出来るだけお応えできるような方法で、お考えいただければと思います。

(他に質問なし)

(理事者報告)

(学校教育課長)

それでは「児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携制度について」をご報告いたします。この件につきましては平成21年2月の定例会で、この相互連携制度について協定を結ぶために個人情報保護運営審議会へ諮問することを申し上げました。

この連携制度の趣旨でございますが、大きく3つございます。1つが、子どもたちの健全育成を目指し、犯罪の被害や非行の防止に素早く対応すること、2つ目として、学校と警察が連携して個々の児童・生徒の問題行動や犯罪被害からの立ち直り支援活動を実施すること、3つ目として、立ち直り支援活動の実施のために、学校と警察が相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携した指導を行うということでございます。

個人情報運営審議会での審査の内容ですが、3月9日の審議会におきましては、実施要項に記載した内容の一部を協定書のほうに盛り込むことができないか、というご指摘をいただきまして継続審議となりました。そこで、指摘内容を考慮して、協定書を一部変更いたしまして、4月24日の審議会において、答申をいただきました。

答申の内容につきましては、裏面をご覧ください。この件に関する答申としましては、中ほどにございます1とあるところに、5点記載されているとおりでございますが、1つは、運用にあたって健全育成のためということで、犯罪捜査に利用されないよう徹底すること、2つ目として、学校が警察へ提供する事案については、事前に十分な指導を行うとともに、慎重な判断の下に提供すること、3つ目として、学校が警察から収集する事案については、収集した

情報を基に児童・生徒にとって不利益な取扱いをしないこと、4つ目として、相互連携制度の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外の者に提供しないよう徹底すること、それから5点目として、相互連携制度の実施にあたっては、児童・生徒、保護者及び学校関係者に制度の趣旨を周知すること、以上の5点を留意点として答申をいただきました。

表面にお戻りください。今後の日程でございますが、審査会の答申を受けまして、既に小・中学校の校長会でこの制度の説明を実施させていただいております。今日以降、総合高校校長、PTA協議会に制度の説明をし、7月7日に協定の締結を予定しております。その後、2ヶ月程度の周知期間を経まして9月1日を相互連携制度の運用開始ということで予定しております。

(森武委員)

答申を見ますと、(2)のところに、「事前に十分な指導を行うとともに、慎重な判断の下に提供すること」あるように、提供する学校長の判断、この文章を見ると、提供してよいのか提供していけないのか、という判断が厳しいところがあるかと思うのですが、こういう点は説明会や運用に際して、各学校に事例集などを作り、教育委員会が各学校に同じ基準でできるように周知徹底を図るといようなことは考えているのでしょうか。

(学校教育課長)

今、協定書でお話しました部分でございますが、ガイドラインということで、その部分について詳細なものを作成いたしまして、学校のほうには周知を徹底したいと考えています。

(森武委員)

なるべく細かい、実際の判断に困らないようなガイドラインを提供することで、現場は判断できると思いますので、よろしく願いいたします。

(他に質問なし)

(学校保健課長)

学校事故に関する損害賠償請求の訴訟について、平成21年1月の教育委員会定例会にご報告いたしました。その後の訴訟の経過を口頭で、ご報告いたします。この事故は、平成18年10月20日に、市内中学校の体育のソフトボールの授業中に発生した歯牙損傷事故、前歯を4本喪失・2本破損した事故であります。

平成 19 年 6 月から平成 20 年 12 月までの 9 回に渡る調停の結果、不成立となり、平成 20 年 12 月 16 日、負傷した生徒および両親から、横浜地方裁判所横須賀支部に、本市および加害者生徒および両親を被告として損害賠償請求の訴えがあったものであります。

口頭弁論は、これまで 3 回開かれております。

第 1 回目は、平成 21 年 1 月 20 日に、訴状および答弁書の確認を、第 2 回目は、2 月 24 日に、第 3 回目は、4 月 21 日に、証拠説明書および準備書面の確認を行いました。

今後も、本市顧問弁護士と協議のうえ、対応してまいります。

以上で、報告を終わります。

(質問なし)

(美術館運営課長)

続きまして、同じく損害賠償、こちらは住民訴訟の第 1 回口頭弁論についてご報告いたします。美術館のアドバイザー契約に基づく報酬の支出についての損害賠償の請求事件が起きておりました。その請求事件の口頭弁論が 5 月 20 日 10 時から横浜地方裁判所 502 号法廷で行われましたので、その内容についてご報告いたします。

まず開廷後、桜井裁判長から、請求の趣旨について重複している内容であり、また、請求自体が事後になっているということで、請求の内容の整理を原告側に求められました。それから請求の趣旨のなかで、平成 20 年 4 月 1 日、昨年度の 4 月 1 日更新されたアドバイザー契約に基づく報酬の支出をしてはならないということになっていまして、これは既に過ぎてしまっています。それから、平成 21 年度以降、新たな委嘱契約をしてはならない、ということになっておりますけれども、平成 21 年度は既に始まっておりまして、私どもは 4 月 1 日に既に契約をしておりますので、そういった時間的なずれになっていまして、整理するよとということ、裁判長からの指摘でございました。

また原告代理人からは、原告本人を出廷させたいという申出がございまして、裁判長からは次回以降の出廷について承諾をいたしております。また、私どもといたしまして、市の顧問弁護士 2 人が対応しているのですけれども、補助参加人として、アドバイザーの顧問弁護士である弁護士の方も代理人として参加する旨を申請した次第でございます。

なお次回の公判は 7 月 6 日(月)に行われることとなっております。

以上で報告させていただきます。

(質問なし)

他に質問等はなく、議案第19号、第20号、第21号は秘密会とすることを宣言。
関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成 21 年 5 月 22 日 (金) 午前 10 時 30 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 浦 溥 太 郎